

船舶事故調査報告書

令和7年9月17日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和5年12月29日 09時10分頃
発生場所	三重県紀北町大島東南東方沖 長島大島灯台から真方位114° 1.6海里付近 (概位 北緯34°08.3′ 東経136°23.6′)
事故の概要	プレジャーボート <sup>こうえい</sup> 光栄は、漂泊中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	令和6年2月7日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 光栄、3.7トン 第243-23939号（船舶検査済票の番号）、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力176.5kW、回転数 毎分3,000、使用燃料軽油、機関製造年月不詳、平成4年4月 進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	主機等に濡損、沈没（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者5人を乗せ、係留地を出航して、釣り場で釣りを行った後、別の釣り場に移動した。</p> <p>船長は、釣り場に到着して機関を停止し、漂泊して釣りを始めたところ、船体が右舷側に傾いていることに気付いた。機関室の扉を開けて内部を見ると、機関室床下から3分の1程度まで海水で浸かっている、ドライブユニット（エンジンからの動力を伝えるギアやクラッチが内蔵された場所）付近から浸水していることを確認した。</p> <p>船長は、機関を始動し、近くにいた遊漁船の側<sup>そば</sup>に移動して救助を求め、同船の水中ポンプで排水作業を開始したが、排水が進まないのので、118番通報を行った。</p> <p>船長及び同乗者5人は、間もなく来援した巡視艇に救助された。</p> <p>本船は、遊漁船の水中ポンプを、巡視艇が搭載していた排水ポンプに交換して排水作業を開始したものの、浸水が進み、船尾から沈没した。</p> <p>船長は、事故当日の出航前及び別の釣り場への移動前に機関室の扉を開けて、浸水がないことを確認し、機関にも異常を感じなかった。</p> <p>船長は、本船の所有者から本船を購入する手続を進めている中で、</p>

	<p>半年程度の期間、本船を借り受けて使用していて、その間に整備事業者に依頼して機関の調整を行っていたが、ラバープロテクション（船内外機船のエンジンとドライブユニットを連結するユニバーサルジョイントを保護するゴム製の部品、以下「ベローズ」という。）の確認は行っていなかった。</p> <p>本船は、機関製造会社がベローズの推奨交換間隔を2年としていて、3か月ごとの点検を求めている。</p> <p>本船は、令和3年6月に機関修理会社によりドライブユニットの整備が行われ、ベローズが新替えされていた。</p> <p>本船は、令和3年3月17日第1種中間検査を受検した後、譲渡の目的で令和5年12月5日漁船原簿が抹消され、本事故時、小型船舶登録原簿には未登録の状態であった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、大島東南東方沖で漂流中、ドライブユニット付近から機関室に浸水したものと考えられる。</p> <p>船長は、事故当日の出航前及び別の釣り場への移動前に機関室の扉を開けて浸水がないことを確認しており、機関にも異常を感じておらず、別の釣り場への移動後、ドライブユニット付近から海水が浸水していることから、別の釣り場への移動中にベローズに亀裂等が生じて動力伝達軸系統内に海水が浸入し、船尾外板に開けられた軸穴を通して機関室に浸水した可能性があると考えられるが、本船が沈没して回収不能となったことから、浸水に至る状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、本船が大島東南東方沖で漂流中、ドライブユニット付近から機関室に浸水したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中古船を購入しようとする者は、船体及び機関の整備履歴を把握した上で、購入後に改めて整備事業者へ点検・整備を依頼し、ドライブユニットについては、適切な時期にベローズ等の部品交換を行うこと。</li> <li>・小型船舶の船長は、小型船舶登録原簿又は漁船原簿に登録して運航すること。</li> </ul>